



鳥取県公報

平成 24 年 11 月 26 日(月)
第 8 4 5 0 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	肥料の登録 (778) (くらしの安心推進課) 2
	国土調査の成果の認証 (779) (農地・水保全課) 2
	保安林の指定の解除予定 (780) (森林・林業総室) 2
	指定居宅サービス事業者の指定 (781) (東部総合事務所福祉保健局) 3
	指定介護予防サービス事業者の指定 (782) (〃) 3
◇ 調達公告	随意契約の相手方の決定 (総務課) 3

告 示

鳥取県告示第778号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第7条第1項本文の規定に基づき、次の肥料を登録したので、同法第16条第1項の規定により告示する。

平成24年11月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

登 録 番 号	肥料の種類	肥料の名称	保 証 成 分 量 (パーセント)	その他 の規格	生産業者の名称及び住所	登録年月日
鳥 取 県 第549号	魚廃物加工 肥料	ソリュブル 吸着肥料	窒 素 全 量 6.0 りん酸全量 3.0 加里全量 1.0	公定規 格のと おり	有限会社錦海化成 境港市昭和町7-3	平成24年10月 24日

鳥取県告示第779号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成24年11月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

調査を行った者 の名称	調査を行った時 期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
西伯郡大山町	平成22年度から 平成24年度まで	大山町（赤松の一部〔103〕） の地籍図及び地籍簿	大山町赤松の一部	平成24年11月26日
〃	〃	大山町（赤松の一部〔104〕） の地籍図及び地籍簿	〃	〃

鳥取県告示第780号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成24年11月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所
東伯郡三朝町大字下畑字平内谷784の1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養^{かん}
- 3 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林・林業総室及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第781号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成24年11月26日

鳥取県東部総合事務所長 齋 藤 明 彦

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社リライフ	賀露の家	鳥取市賀露町南一丁目11-1	平成24年11月15日	通所介護

鳥取県告示第782号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成24年11月26日

鳥取県東部総合事務所長 齋 藤 明 彦

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社リライフ	賀露の家	鳥取市賀露町南一丁目11-1	平成24年11月15日	介護予防通所介護

調 達 公 告

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年11月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調達件名及び数量 ポリ塩化ビフェニル廃棄物（特別管理産業廃棄物）処理委託 一式
- 2 契約方式 随意契約
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成24年10月5日
- 4 契約の相手方の名称及び所在地 日本環境安全事業株式会社
東京都港区芝一丁目7-17

- 5 契 約 金 額 69,472,200円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 随意契約による理由 特定役務の調達をする場合において、当該調達の相手方が特定されているため。
(政令第10条第1項第1号)
- 7 契約事務担当部局の名称 鳥取県総務部総務課
及び所在地 鳥取市東町一丁目220